

平成30年度七戸町移住・定住促進ポータルサイト制作運用及びパンフレット作成 業務委託仕様書

本仕様書は、七戸町（以下「町」という。）が「平成30年度七戸町移住・定住促進ポータルサイト制作運用及びパンフレット作成業務委託（以下「本業務」という。）」の仕様について基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

平成30年度七戸町移住・定住促進ポータルサイト制作運用及びパンフレット作成業務委託

2 業務委託の目的

人口減少・超高齢社会を迎え、多くの自治体でその存在が危ぶまれている。本町も2010年16,700人余りある人口も2040年には人口予測が9,000人を下回る（国立社会保障・人口問題研究所推計）などより一層の人口減少、少子高齢化の進展が見込まれていることから、人口減少の克服、地域経済の発展など活力ある地域社会の形成が課題となっており、移住・交流施策を通じて積極的な課題解決に向けた取り組みが求められている。

本町では、さまざまな移住・定住に関する施策をおこなっており、それらの情報は町の公式ウェブサイトにて発信しているところであるが、当町の移住・定住に関する施策は、多課による事業であることからウェブサイト上においても分散されており、移住検討者にとって満足できるサイトとなっていない。

このことから、町の移住関連情報の集約や先に移住した方（先輩移住者）の体験談やインタビュー等を掲載するなど、ポータルサイト上での一元的な情報発信やポータルサイトと統一性・連動性のあるパンフレットの作成及び配布をすることで、移住検討者が当町に関する情報収集を行う際の利便性を向上させるとともに、スマートフォンを積極的に利用する20～40歳代の移住検討者への効果的に情報を届ける体制を構築する。

3 業務概要

七戸町移住・定住促進ポータルサイトの構築及び移住・定住促進パンフレットの作成をおこなう。

ポータルサイトは、移住・定住に繋がる訴求性のあるデザインとし、ウェブコンテンツの継続的な運用、他ウェブサービスとの連携、ICTを活用した発展的モデルの立案及びアクセス情報の解析・効果測定が可能であること。

本サイトの運用においては質の高いコンテンツの継続的かつ頻度の高い定期的な投稿が重要となる。このため、本サイトへの実際の記事コンテンツの執筆に至る一連の手順について、受託者のみで実現し、継続的な運用が可能であることを要件とする。

また、本サイトの制作運用業務の提案にあたっては、上記「2 業務目的」を実現するための本サイトの明確なコンセプトを企画し、提示すること。

長期的かつ発展的な本サイトの運用及び活用方法を提案に含めること。また、提案における運用システム、コンテンツの更新頻度及び体制など維持して事業を実施していくため、2年目（平成31年度）以降の運用保守業務委託料の見積額についても資料として添付すること。

4 業務内容

(1) ロゴマーク及びキャッチコピーの作成等

- ア ロゴマークのデザインは、町への移住及び定住を想起させるような目を引く魅力的で洗礼されたデザインであること。提出する案は原則1種類（カラー版及びモノクロ版それぞれ1つ）とする。ただし、町との協議により変更する場合もある。
- イ キャッチコピーは、受け手（移住検討者）の心に残る印象的なものを1案提出すること。ただし、町との協議により変更する場合もある。
- ウ ロゴマーク及びキャッチコピーについては、受託者が企画・制作するものとするが、適宜町と協議を行いながら決定するものとする。

(2) メインビジュアルデザイン作成等

- ア 七戸を表現した、本町らしいデザインであること。
- イ 受け手の目を引く、魅力的で洗礼されたデザインであること。
- ウ 写真・動画の活用など躍動感・動きのある、受け手の目を引くデザイン上の工夫を加えること。
- エ レイアウトやデザイン、コンテンツ等については、受託者が企画・制作するものとするが、適宜発注者と協議を行いながら決定するものとする。

(3) パンフレットの作成

- ア パンフレット作成に係る業務一式（企画・立案、校正・タイトル、原稿・デザイン・レイアウト、撮影・取材、編集・校正、印刷等）を行うこと。ただし、掲載する情報及び画像については、移住者インタビューに係るものを除いて発注者が提供するが、必要に応じてパンフレットで使用する写真は、受注者が準備すること。
- イ 移住検討者の視点に立ち、「七戸町に住んでみたい」と興味を持つような魅力的な内容及びデザインとすること。
- ウ 規格はA4仕上げ8ページ（中綴じ）、両面フルカラー印刷、紙質：マットコート110k、1,000部を作成すること。
- エ 掲載する内容は、「町の紹介・概要」、「町の地図」、「町が実施する仕事、子育て、出会い・結婚、妊娠・出産及び住まいに等関する施策情報」、「移住までの想定フロー及び移住に関するQ&A」、「町までの交通アクセス」及び「移住者インタビュー（4名程度）」を必須とするが、移住検討者にとって効果的と考える情報があれば提案すること。
- オ パンフレットについては、「4の（4）ポータルサイトの作成及び運用」と統一性・連動性があるよう配慮し作成すること。

(4) ポータルサイトの作成及び運用

- ア ポータルサイトの構成は、「トップページ」、「町の紹介・概要」、「町が実施する仕事、子育て、出会い・結婚、妊娠・出産及び住まいに等関する施策情報」、「移住者の体験談」、「移住までの想定フロー及び移住に関するQ&A」及び「移住者インタビュー」等の計6ページ程度での構成とするが、移住者にとって効果的であると考えられる情報があれば提案すること。
- イ トップページ内に新着情報を掲載する欄を設け、担当職員が更新できるよう作成すること。
- ウ 「移住者インタビュー」のページには、町へ移住した移住者4名程度に取材及び動画撮影

を行い、移住者体験談を動画で掲載すること。また、動画は動画投稿サイト Youtube へアップロードできるものとする。なお、掲載する移住者は、パンフレットに掲載した移住者と同じの者とする。

- エ サイトの運用に当たっては、定期的にコンテンツやデザインなどの必要な更新を行うこと。
- オ メインコンテンツの更新回数の頻度は可能な限り高いほうが望ましいため、想定する更新回数について、提案の際に提示・明記すること。
- カ 本サイトのメインターゲットとなる閲覧者（移住検討者）をいかに本サイトに呼び込むかについての具体的かつ効果的な方策を提案の際に提示・明記すること。
- キ 本サイトで更新された記事のコンテンツについて、他 SNS (Facebook、Instagram、Twitter 等) 上で連動して通知するなど、閲覧者を本サイトの記事コンテンツへ誘導する具体的な方策を提案の際に提示・明記すること。また、記事コンテンツへ誘導するための独自の強みがある場合は、併せて提案すること。

(5) 稼働環境及びシステム保守

- ア Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能であること。
- イ 今後、スマートフォンによる利用者がより多くなることを想定し、スマートフォン等のデバイスの画面で閲覧しやすい内容とし、自動的にレイアウトが切り替わるデザイン（レスポンシブル対応）とすること。
- ウ 本サイトの構築には CMS を導入すること。
- エ 導入する CMS は、適宜バージョンアップが行われ、3 年以上の運用実績があること。
- オ ポータルサイトの管理（掲載、更新、削除など）は、高度なスキルを持たない職員でも操作ができること。
- カ 発注者が指定するメールアドレスに直接送信するお問合わせフォーム（SSL 対応）を作成すること。
- キ 提案時に、移住・定住促進ポータルサイトとしての本サイトの明確なコンセプトを提示し、初期コンテンツ及びメニューとして何を掲載するかを明記・提示すること。
- ク 作成したポータルサイトのデータは、高度なセキュリティ環境を備えた外部のレンタルサーバへ格納すること。ドメインは発注者と調整の上、受注者が新規に取得すること。
- ケ システム障害が発生した場合は、発注者への報告及び本システムを正常に稼働させるための作業を速やかに行うこと。
- コ 停電時における安全対策及びバックアップ電源を備えていること。
- サ 日次バックアップを行うこと。
- シ セキュリティパッチの適用は適宜行うこと。また、緊急性の高い脆弱性が発見された場合は即座に対応すること。
- ス ページビュー、アクセスログなどサイトのアクセス解析等が把握できるなど、発注者が要請するデータ等の効果測定が容易にできること。
- セ 公開前に当町担当職員に対し、本サイトの構築・運用上の技術共有を目的としたチュートリアルを実施すること。原則、公開時期は「(6) 公開時期」に示す平成 30 年 9 月末の本サ

イトの立ち上げ前とする。

ソ チュートリアルに際しては、担当職員がわかりやすい業務マニュアルを作成し、発注者が常時使用もしくは複製可能な形式で提出すること。業務マニュアルは適宜改訂できるようにすることが望ましい。また、システム変更及び不足があった際にも改訂すること。

(6) 公開時期

平成30年9月末を目安にサイトの立ち上げを行うこと。この公開は、トップページを中心とした限定的なものであることを可とし、最終的な公開は平成31年3月末日までに行うこととする。ただし、各公開日は可能な限り早期であることが望ましいため、想定する各公開時期を提案時に提示・明記すること。

(7) その他

ウェブサイトの運営方法及びコンテンツ等の独自性や斬新性等について、提案事業者独自の強み及び提案があれば明記すること。

5 公開後の運用保守

(1) 本サイトの公開後は、平成31年3月31日まで運用保守業務を行うこと。

(2) 平成31年度以降の運用保守業務の受託を可能とする体制をとること。

6 特記事項

(1) 秘密保持等

ア 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。

イ すべての作業において、本業務に係るデータ及び情報システムの取り扱いには細心の注意をもって管理すること。また、本町が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、担当職員の許可を得ること。

ウ 本町及び請負者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、本町が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基いて、必要と認められる範囲で開示する場合を除く。

(2) 保守要件

ア 本業務の最終成果物の瑕疵に対して納入後3ヶ月間無償補修ができる体制を用意すること。

イ 本業務の最終成果物に係わる問題で、操作説明書等により判別がつかない事象や障害等が発生した場合、発注者の要請に応じて問題解決に協力すること。

7 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

8 委託価格の上限額

2,449,000円（消費税及び地方消費税を含む）

9 成果品等

- (1) ロゴマーク及びキャッチコピー
 - ア 作成したデータ (jpg、PDF 及び AI (イラストレーター等で編集できる形式))
- (2) パンフレット
 - ア 印刷物 A4 サイズ 8 ページ…1,000 部
 - イ 原稿データ (PDF)
 - ウ 受注者が撮影した写真及び作成したイラスト等のデータ
 - ※イ及びウは CD-R 等で納品すること
- (3) ポータルサイト
 - ア 設計書一式
 - イ 完成データを契約レンタルサーバ内にアップロード
 - ウ 受注者が撮影した写真・動画データ及び作成したイラスト等のデータ
 - ※アは紙媒体及び CD-R 等で、ウは CD-R 等で納品すること
 - エ その他関係する資料

1 0 著作権の取り扱い

- (1) 本業務の成果物 (ロゴマーク、キャッチコピー、パンフレット、ポータルサイト及び新規に撮影した写真等) 及び本サイトに登録される情報に関しては、著作権及び所有権は発注者に帰属する。
- (2) 本業務の成果物は他者の知的所有権への配慮がなされていること。

1 1 著作権の譲渡等

本業務の、「1 0 著作権の取り扱い (1)」で規定する成果物を除く、成果物については、将来にあたり更新及び公開を継続する予定であることから、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 受注者は、成果物が著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物 (以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権 (同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。) を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受注者は、成果物 (委託業務を行う上で得られた記録等を含む。) が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用し、又は複製し、また、第 1 条第 4 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- (6) 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム (著作権法第 10 条第

1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。) 及びデータベース (同法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。) について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

1 2 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することはできる。この場合、事前に発注者に対して書面にて再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

1 3 その他

- (1) 受注者は、本業務履行にあたり、関連する法令等を巡視しなければならない。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記されていないものであっても原則として受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切の処理をするものとする。
- (4) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意を持って業務を遂行するものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受託者が協議の上定めるものとする。

1 4 問い合わせ・納品先

七戸町役場地域おこし総合戦略課